

# 老齢年金の在職中の停止基準額が引き上げられました

年金受給権者の在職中の年金停止基準額が令和5年4月から以下のとおり引き上げられました。  
令和5年4月分の年金から新しい基準額を適用するため、令和5年6月支給期（4月・5月分）の年金から停止額が変更となります。

